【鳥取県】とっとりSDGｓ企業認証の認証事業者、認証支援事業者の皆様へ

令和５年度

SDGs経営促進補助金

～　SDGs経営転換に向けた取組を支援します。～

申請期間　令和５年６月２２日（木）～ ８月１０日（木）

制度概要　SDGsに向けた経営課題解決のための調査･試作･デザイン･アイデア実証等を支援

✓ 補助対象者	とっとりSDGs企業認証制度による**認証事業者**又は**認証支援事業者**
✓ 補助対象事業	**認証申請内容に位置づけ**られた経営課題解決への取組のうち、**調査・開発段階**に係る取組　※認証申請内容に位置づけられていても、調査・開発に該当しない取組は対象となりません。
✓ 対象経費	調査費：実態調査や市場調査、マーケティング戦略構築経費（委託料、謝金・旅費等） 試作・実証費：商品・サービスの試作・デザイン、アイデア実証経費（機械器具費、原材料費、委託料、外注費、賃借料、消耗品費　等） 人材開発費：従業員の能力開発経費（受講料、講師謝金・旅費、教材費　等） その他経費：上記の費目以外に必要と認められる経費 ※人件費、消費税・地方消費税、振込手数料等は対象経費から除きます。
✓ 補助率	**１／２**
✓ 補助上限額	**１，０００千円**
✓ 補助対象期間	**交付決定の日 ～ 令和６年２月末まで**

事業の流れ

R5.7月頃	R5.8月下旬頃	R5.9上旬頃	申請後速やかに	決定後着手	R6.2末までに完了	R6.3～
事業提案【事業者】	採択審案 採否決定【県】	交付申請【事業者】	交付決定【県】	補助事業実施【事業者】	実績報告【事業者】	検査・補助額確定・支払【県】

事業提案 →（提案書計画書提出）→ 採択審案 採否決定 →（結果通知）→ 交付申請 →（交付申請書提出）→ 交付決定 →（交付決定通知）→ 補助事業実施 →（着手実施）→ 実績報告 →（実績報告書）→ 検査・補助額確定・支払

※提出書類は、裏面参照

郵送、持参又は電子申請 により、補助事業計画書を提出してください。

郵送　〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２２０　**鳥取県庁商工政策課 宛**

電子申請　とっとり電子申請サービス「**SDGs経営促進補助金　補助事業計画書**」

↓詳しくはこちら（SDGｓ経営促進補助金専用ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ）
https://www.pref.tottori.lg.jp/305328.htm

SDGｓ経営促進補助金

【お問合せ】鳥取県庁商工労働部商工政策課（担当：的場）
電話：0857-26-7602　FAX:0857-26-8117　Mail：shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

【Q&A】

Q1．本補助金の対象者は？

A．とっとりSDGｓ企業認証制度により、**認証事業者**（認証申請対し一定の水準を満たしていると県が認めた事業者）又は**認証支援事業者**（認証には至らないものの一定水準を満たしていると県が認めた事業者）であることが必要です。

とっとりSDGｓ企業認証制度についてはこちら(県商工政策課HP)　https://www.pref.tottori.lg.jp/301064.htm

Q２．本補助金の目的は？

A．**認証事業者**又は**認証支援事業者**のSDGｓ達成に向けた取組を支援し、県内企業のＳＤＧｓ促進の取組を促進することにあります。

Q３．対象事業はどういったものか？

A．とっとりＳＤＧｓ企業認証における**認証申請内容に位置づけられた経営課題解決**に向けられた取組のうち、**調査・開発段階**のものです。認証申請内容に位置づけられていない取組や、認証申請内容に位置づけられた取組でも調査・開発に該当しない取組は対象外です。

Q４．補助対象となる経費には、どのようなものがあるか？

A. **調査費**（市場調査やマーケティング戦略構築のための委託経費等）、**試作・実証費**（試作・アイデア実証に要する物品導入経費、委託料、外注費等）、**人材開発費**（研修受講費、謝金等）などです。

Q５．補助事業の採択は、どのような観点で行われるのか？

A．主に以下のポイントに着目して、審査を行う予定です。

認証申請との関連性	■とっとりＳＤＧｓ企業認証申請での位置づけ、認証申請時の目標等に関連するものとしての適切性
具体性・実現性	■取組内容として必要な事項の検討状況　■取組計画としての熟度、練られ具合 ■実施体制、スケジュール、資金計画等の確実性
独自性	■自社の強み、地域の強みの活用等　■新たな手法導入等、オリジナリティの度合い
経済性	■市場規模や採算性　■補助事業後における価値向上へのつながり、事業継続の可能性
波及性	■SDGs達成に向けた取組の拡大や発展性、他者への波及の見込み
訴求性	■県外企業からの関心や寄附意欲を喚起する訴求性のある取組であるか。

※本補助金では、企業の持続可能性の観点から、**パートナーシップ構築宣言を行う企業に対して、審査において加点措置**があります。
同宣言の詳細は、以下のHPをご確認ください。https://www.biz-partnership.jp/

Q６．補助採択後に、どのような支援策が活用できるか？

A．補助採択後、企業版ふるさと納税を活用した「**鳥取県企業版ふるさと納税タイアップ奨励金**」の支給対象者となった場合、別途県からお知らせします。（補助金の自己負担２分の１部分を上限）※HP→ https://www.pref.tottori.lg.jp/305329.htm

SDGs経営促進補助金
最大１００万円
補助率１／２

＋

企業版ふるさと納税タイアップ奨励金
最大１００万円
自己負担１／２部分に充当

➡ **最大で自己負担がゼロに！**

【募集概要・応募方法】

受付期間	令和５年６月２２日（木）　～　令和５年８月１０日（木）
提出書類	➢　補助事業提案書（様式第１号） ➢　補助事業計画書（様式第２号） ➢　補助事業収支予算書（様式第３号） ➢　その他添付書類 ※様式はHPに公開中です。https://www.pref.tottori.lg.jp/305328.htm
部数	１部
提出先	鳥取県庁商工労働部商工政策課（〒680-8570　鳥取市東町一丁目220）
提出方法	郵送、持参、又は　電子申請